

自動販売機の設置に係る市有財産賃貸借契約書

賃貸人 横手市長 高橋 大（以下「甲」という。）と 賃借人 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを賃借する。

- (1) 物件番号 ○○
- (2) 所在地 横手市○○○○○○○○○○
- (3) 区分（名称） ○○○○○○○○（○区画）
- (4) 面積 ○○m²
- (5) 特別仕様 ○○

（使用目的等）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機（以下「自販機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を使用するに当たっては、別紙記載の「自動販売機の設置に係る市有財産賃貸借仕様書」を遵守しなければならない。

（貸付期間等）

第4条 貸付期間は、令和○年○月○日から令和○年3月31日までとする。

2 前項の貸付期間の満了時において、この契約の更新は行わないものとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。ただし、1年未満の期間に係る貸付料は、貸付料の年額に基づき日割計算により算出した額とする。

2 乙は、前項の貸付料を、年度ごとに発行する納入通知書により支払わなければならない。

3 乙は、貸付料の年額を、当該年度の5月31日までに支払わなければならな

い。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、貸付物件の評価額の著しい変動その他正当な理由がある場合は、貸付料を改定することができる。

(電気料の支払)

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自販機に電気使用量を計測するメーターを設置しなければならない。

2 甲は、前項のメーターにより当該自販機に係る電気使用量を月ごとに計測し、次式により電気料を計算するものとする。

電気料(消費税込み、円未満切捨て) = (月間消費電力量×料金単価) + 燃料費調整額等

3 乙は、上記電気料を甲の発行する納入通知書により、その指定期日までに支払わなければならない。

4 甲が、指定管理者に当該施設の管理を行わせることとした場合には、乙は、前2項の規定にかかわらず、当該指定管理者の指定する方法により、その貸し付けに係る電気料を支払わなければならない。

(引渡し)

第7条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(現状の変更)

第8条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、速やかに事情を調査し、その認否を書面により乙に通知するものとする。

(修繕義務等)

第9条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件の維持、保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(き損等の報告)

第10条 乙は、貸付物件の全部もしくは一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件を滅失し、又はき損した場合は、自己の費用をもって貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第11条 乙は貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第12条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ乙が書面をもって甲に申し出て、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(実地調査等)

第13条 甲は、必要と認めるときは貸付物件や売上状況等を調査し、又は乙に報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲において、公用、公用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき、又は、貸付物件を廃止するとき。
- (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申し立ての事実が生じたとき。
- (4) 乙が主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(貸付料の清算)

第15条 この契約が貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が前条第1号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合を除くほか、甲は、既納の貸付料のうち未経過期間の貸付料に相当する額を返還しないものとする。

(貸付物件の返還)

第16条 貸付期間が満了した場合、又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がな

いと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部もしくは一部を滅失し、又はき損した場合は、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、第10条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、第16条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

賃貸人 (甲) 横手市中央町8番2号
横手市長 高橋 大

賃借人 (乙) ○○○○ ○○○○
○○○ ○○○○○